

いずみホールの指定管理者の改善状況は

市民サイド 釜我 健二

問) 指定管理者運営の下で、利用料収入が4分の1と大幅減少したことに対する改善状況は。
 部長) 主催事業の回数、内容の見直しをしたい。
 問) それは公募条件の変更であり、可能なのか。
 部長) 業者選定時の公募条件があり、対応する部分は限られる。十分配慮しつつ検討している。
 問) 「いずみ春の祭典」は、3年毎に指定が切れる指定管理者でなく、市の直営でやるべき。
 市長) 今回物足りなさを感じた。来年度は市民中心の運営とし、それをバックアップしたい。
 問) 指定管理者の事業報告は貴重な情報源だ。担当はその評価を文章化し、報告書に添付を。
 部長) 担当の評価は重要。来年度へ検討する。

スポーツ施設の指定管理の状況は
 問) 指定管理者に必要な情報が提供ないまま事業が行われている。市、事業者とも反省すべき。
 部長) その通りだと思う。お詫び申し上げます。
 問) 指定管理者はより一層の収益事業の拡大を求めているようだが、現状でも一般市民利用の枠を圧迫している。再度、市民枠確保を求める。
 部長) 団体利用、個人利用、自主事業のバランスをとる。市民枠を狭めないよう十分配慮する。

政治倫理条例は尊重されるべき
 問) 連携協議会の副会長は市長から教育長に替えても、政治倫理条例では教育長も抵触する。
 部長) 弁護士見解は「一概に判断しかねる」だ。
 問) この事業には営利事業者もかかわってくる。そこに恣意を働かせないためにも外れるべきだ。
 市長) 余り想定していなかったもので、さらに弁護士の意見を聞き、慎重にスタートさせたい。

現国立駅駐輪場と中央線高架下利用のゆくえ

無会派 甲斐 よしと

問) 平成24・25年完成の中央線高架化事業による高架下駐輪場を国分寺市民がより広く利用できるよう訴えてきましたが、一方、現駐輪場は賃貸借契約10年の最終年にあたる。現在、年間7千数百万円の賃料。万一、再度10年の契約をするなら、20年分で買えた程の額になり批判の対象だ。中央線高架下の折衝のゆくえもあり、それを見据えた契約が必要。なおかつ、建物、設備の減価償却を加味し、精査の必要を求めた。
 都市建設部長) 北口における自転車駐輪場のあり方そのものについて抜本的な考え方を示さなくてはいけないだろうと考えています。現駐輪場は地権者の御協力、意向を踏まえ高架線下の竣工に合わせた期限まではお願いしたいと考えています。価格はさまざまな要因がございまして、そういうことも含めて契約をしたい。

ガン検診のさらなる拡充を
 前立腺ガンを始めとして、検診種目の拡大をめざし検討なされることの確約をいただきました。ぶんバス事業は3点のテーマがあって始まったが、その中の交通不便地域の解消という点だけが大きくなってしまっている。今こそ最初の政策理念構築の時点に立ち返るべきだと申し上げた。超高齢社会も見据え、より福祉的な性格を増す必要がある。駅への利便より遠回りしても外出無精、不器用な方々への福祉的バスの理念を強めるべきだと申し上げた。他、市長の多選禁止条例、市長が選挙でマニフェストを掲げなかったこと、政権交代による市の事業への影響等、議論させていただきました。

市長は選挙公約の中身を具体的に明示せよ！

民主党・無所属クラブ 木村 徳

木村=市長は市長選挙でどの政策をいつまでに、どれだけの予算といかなる手法をもって行うのか、マニフェストを一切明らかにせず、優先順位すらわからない。最優先課題は何か。
 市長=福祉の面、市民の経済政策を守っていく面等の課題である。※市長は上記のような答弁に終始し、マニフェストはおろか議会答弁でも自分がなすべきことを答えられませんでした。
 木村=現下の高い失業率の中、大変能力の高い人材が職に就けずにいる。年齢制限を設けずに管理職の民間経験者採用の導入を。事実上の終身雇用の現状からも、人件費抑制につながる。
 総務部長=現在管理職になりたがらない職員が増えており、現状が改善しなければ抜本的に民間経験者の登用を考えていかなければならない。
 木村=市民の声に耳を最大限傾けつつも、職員の速やかな職務を妨げる苦情もある。対策を。
 政策部長=いわゆるクレマー等の場合、後に言った言わないのトラブルもある。正確を期する意味で録音等をとることも研究したい。
 木村=北口再開発工事に伴い、駐輪場で1億7千万円の経費がかかる。市への納税者である国分寺市民と他市の利用者が同額なのは不公正だ。
 都市建設部長=思いは全く同じだ。一定の料金差をつけるべきと考えている。来年度予算編成までに結論が出せるよう進めていきたい。
 木村=まちづくり条例逃れの開発行為が横行している。適切な指導と是正を。
 都市計画部長=要因の把握や対策を考えて判断基準や条例の見直しをしていく。

意見書を可決

第3回定例会では、下記の意見書を可決し、関係機関に送付しました(全文はホームページを参照ください)。

意見書第4号

細菌性髄膜炎ワクチンの公費による早期定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は診断が難しく、重篤な状態となって初めてわかる恐ろしい病気で、毎年約千人もの乳幼児がかかり、死亡率5%、後遺症の残る率20%といわれている。

しかし、この病気の原因のインフルエンザ菌b型(ヒブ)と肺炎球菌は、ワクチンが開発され、予防接種で防ぐことができることから、WHOが乳幼児への定期接種を勧告し、現在、定期接種化した国で発症率が大幅に減少している。

我が国ではヒブワクチンは任意接種のため費用がかかり、子育て世代には大きな負担となっている。両ワクチンの定期接種化が実現すれば、細菌性髄膜炎から多くの乳幼児を守れるため、

国は両ワクチンの定期接種化に向け、具体的な措置をとる必要がある。

よって、国分寺市議会は、国に対し下記の事項に、迅速な対応をとることを強く要望する。

記

- 1 速やかにヒブワクチンの公費による定期接種化を実現すること。
- 2 乳幼児が接種できる七価ワクチンの公費による定期接種化を実現すること。

意見書第5号

日本軍「慰安婦」問題に関する意見書

かつて戦争で、日本が近隣諸国の人々に多大な被害を与えてから64年がたつが、人々の戦争被害の傷はいまだにいやされていない。日本軍「慰安婦」問題は、その象徴的なものといえる。

アジア各地で被害にあった元日本軍「慰安婦」の多くが80歳を超え、訃報が相次いでいる。日本政府は1993年に河野内閣官房長官が「軍関与のもとに多くの女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」とおわびと反省の気持ちをあらわした。

これに対し、被害女性たちからは「公的責任を認め謝罪しなければ、自分たちの名誉と尊厳の

回復にならない」との声が相次ぎ、また、国際社会からも米国、フィリピン、韓国、台湾などの議会で、日本政府に対し「慰安婦」問題の責任を認め、公的な謝罪を求める決議がされた。

被害女性の願いは、戦争遂行のために女性の性が侵されることが二度と起きないこと、また、未来の女性たちのために過去に行ったことに公的にけじめをつけてほしいというものである。

1993年の河野談話は「我々は、歴史の真実を回避せず、教訓として直視し、歴史研究、歴史教育を通じて記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さない固い決意を表明し、今後とも十分関心をはらっていきたい」と述べている。

今、この精神を維持、発展させ、内容の具体化がアジアの人々の戦争被害の傷をいやし、和解、平和的共存の道につながる。被害者の存命中、名誉につながる納得のいく解決が急がれる。

よって国分寺市議会は政府に対して、下記の項目について誠実な対応を求める。

記

- 1 「慰安婦」問題の責任を認め、国会において決議を行うこと。
- 2 被害者の声に耳を傾け真相究明を行うこと。

調査担当 (内581)

